

利用者負担額（保育料等）の口座振替のお手続きについて

- 口座振替の申込書を金融機関にご提出いただいてから、口座振替の手続きが完了するまでに1か月程度の期間を要します。ご提出頂く時期によっては希望する月からの口座振替が間に合わない場合がありますので、ご承知おきください。

なお、口座振替の手続きが完了した際は、後日、市から口座振替の手続き完了のお知らせが届きます。

- 口座振替が間に合わない場合は、別途、納付書を送付致しますので、納付期日までにご納付をお願いいたします。

- 利用者負担額（保育料等）の口座振替日は、毎月の末日（その日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。

※ ただし 12月、3月については25日（その日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。

- 延長保育料についての口座振替は、公立保育施設（南郷・野崎・北条）のみ対象となります。希望される場合はご選択ください。

※ 私立保育施設に係る延長保育料は直接施設へのお支払いとなるため、口座振替の対象外となります。

- 残高不足等により口座振替ができなかった場合、再度の振替を行うことはできないため、別途、納付書等でお支払いいただく必要があります。

- ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

大東市役所 福祉・子ども部

こども家庭室 保育幼稚園グループ

TEL 072-870-0474